

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

(高潮災害編)



平成 29 年 9 月改訂

湧 別 町

〈 目 次 〉

1	避難勧告等の対象とする高潮災害	2
2	避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域	2
3	避難勧告等を判断する情報	3
4	避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	4
5	避難勧告等の発令の判断基準	5
6	避難勧告等の解除の判断基準	5
7	協力・助言を求めるこことのできる機関	6
8	避難勧告等の伝達方法	6
9	避難勧告等の伝達文	7

1 避難勧告等の対象とする高潮災害

＜対象（立退き避難が必要な災害事象）＞

- ① 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合
- ② 浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
- ③ 地下・半地下に氾濫した水が流入するおそれがある場合
- ④ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

2 避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域

避難勧告等の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

- 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防等に隣接する家屋）等。
- 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲
 - ・海岸堤防等の決壊で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを越える区域の平屋家屋
 - ・海岸堤防等の決壊で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを越える区域の2階建て家屋
 - ・海岸堤防等の決壊で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立ち退き避難をする）
 - ・地下鉄、地下街、建物の地下部分
 - ・下水道工事等、地下で作業を行っている場所
 - ・道路のアンダーパス部分（立ち退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

3 避難勧告等の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。	«気象庁ホームページ» http://www.jma.go.jp/jma/ «防災情報提供システム» https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID/パスワード必要)
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台で適時発表される。	«気象庁ホームページ» «防災情報提供システム»
暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	«北海道防災情報システム» «気象庁ホームページ» «防災情報提供システム»
暴風特別警報	気象庁	予想される現象が特に異常であるため、重大な暴風災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	«北海道防災情報システム» «気象庁ホームページ» «防災情報提供システム»
波浪警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	«北海道防災情報システム» «気象庁ホームページ» «防災情報提供システム»
高潮注意報	気象庁	高潮に対する注意を呼びかける。また、潮位が警報基準に達する可能性が高いと予想される場合には、警報機順に達する6~24時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される。	«気象庁ホームページ» «防災情報提供システム» «北海道防災情報システム» http://www.bousai-hokkaido.jp/
高潮警報	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 潮位が警報基準に達すると予想される約3~6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される。	«北海道防災情報システム» «気象庁ホームページ» «防災情報提供システム»
高潮特別警報	気象庁	予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい場合に発表される。	«北海道防災情報システム» «気象庁ホームページ» «防災情報提供システム»
潮位観測情報	気象庁	3日間(昨日・今日・明日)又は1日の実測潮位及び予測潮位(実際の潮位、天文潮位、潮位偏差)を速報的に表示。	«気象庁ホームページ» «防災情報提供システム» «防災情報提供センター(国土交通省)» http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

4 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	法令根拠	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備 高齢者等 避難開始	災害対策基本法第56条 市町村長が、避難のための立退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。
避難勧告	災害対策基本法第60条 市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告することができる。	・高潮災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣のより安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示 (緊急)	災害対策基本法第60条 市町村は、必要と認める居住者等に対し、急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができる。 避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、高潮災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

5 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</p> <p>2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合</p> <p>3 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>	港町・曙町・緑町・栄町・登栄床・東・川西・芭露・志撫子の沿岸部
避難勧告	<p>1 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2 水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>3 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合</p> <p>4 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</p> <p>(注) 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯(特に暴風の吹き始める時間帯)にも留意して、暴風で避難できなくなる前に避難勧告を発令する必要がある。</p>	同上
避難指示(緊急)	<p>1 海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>2 水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>3 異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>4 潮位が「危険潮位※」を超えて浸水が発生したと推測される場合</p> <p>※危険潮位：その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位</p>	同上

6 避難勧告等の解除の判断基準

避難勧告等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

7 協力・助言を求める事のできる機関

機関名(連絡先)	助言を求める事ができる事項
網走地方気象台 【電話番号】0152-43-4348	・気象、地象、水象に関する事。
網走開発建設部 治水課又は遠軽開発事務所河川課 【電話番号】0152-44-6445(治水課) 【電話番号】01586-2-2165(遠軽)	・災害対策用機械等の支援に関する事(遠軽) ・直轄施設の被害情報に関する事
北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部治水課又は遠軽出張所 【電話番号】0152-41-0736(治水課) 【電話番号】0158-42-3165(遠軽)	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。
北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部紋別出張所 【電話番号】0158-24-2196	・海岸施設等に関する事。

8 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの 入力 ※災害情報共有システム(Lアラート) 経由でマスメディアへ情報提供	TV放送 視聴者
		ラジオ放送 聴取者
		緊急速報メール 町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災情報伝達施設(防災スピーカ)※初動時	住民
総務課	町ホームページ	PCユーザー等
総務課	町防災メール(サポートメール@防災ゆうべつ)	事前登録者
町連絡記録班	広報車 ※連絡記録班:湧別町職員用災害マニュアルによる	住民等(避難対象区域)
遠軽地区広域 組合消防署	消防車広報車	住民等(避難対象地区)
	電話又はFAX	消防団
保健福祉課	電話又はFAX	要配慮者利用施設(※)

子育て支援課	電話又はFAX	保育所等
教育委員会	電話又はFAX	小中学校等
総務課	電話又はFAX	自治会・自主防災組織等
総務課	電話又はFAX	農協・漁協等
総務課	電話又はFAX	オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 遠軽警察署 遠軽地区広域組合 消防署 等

※要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

9 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

■こちらは、湧別町災害対策本部です。

●●●地区に高潮に関する「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。

高潮の危険性が高まることが予想されます。

次に該当する方は、避難を開始してください。

- ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方

- ・海岸沿いにお住まいの方(早めの避難が必要となる場合に言及)については、避難を開始してください。

それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

(2) 避難勧告の伝達文の例

■こちらは、湧別町災害対策本部です。

●●●地区に高潮に関する「避難勧告」を発令しました。

高潮の危険性が高まっています。

速やかに避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
こちらは、湧別町災害対策本部です。
●●●地区に高潮に関する「避難指示」を発令しました。
高潮の危険性が極めて高まっています。
未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

(4) 緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）

湧別町：避難勧告
00/00 00:00
地区：●●●地区
避難所：○○小学校、○○会館
理由：高潮のおそれ
備考：●●●地区にお住まいの方は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。